

第9章

産業財産権制度の見直しについての取組

1. 基本問題小委員会について

新型コロナウイルスの感染拡大は、ライフスタイルや産業構造が大きく変化させ、イノベーションの役割をより重要なものとした。イノベーションを停滞させないため、特許庁は2020年9月に産業構造審議会知的財産分科会の下に基本問題小委員会¹を設置し、コロナ禍で顕在化した課題への対応はもちろんのこと、次のように、イノベーション促進に向けた産業財産権制度の改善のあり方、また、特許庁の事務や審査業務の品質向上など、横断的・基本的な問題について現状を整理した上で課題を抽出し、改善すべき方向性について議論を行った。

(1) これからの審査制度・業務を支えるシステムの在り方

① 特許審査制度

調査対象文献の急増（中国文献爆発）等への対応として、先行技術調査を強化するため、毎年350万件超増加する海外特許技術文献を着実かつ効率的に調査できるようAIや類似度順スクリーニング等を活用する。

② 意匠審査制度

令和2年に行われた意匠法の改正内容（ソフトウェアの画像デザインや建築物等保護対象の拡大関連意匠制度²の拡充）も含めた意匠制度の周知を強化する。

③ 商標審査制度

出願増を見据えた審査体制を強化（民間調査者・任期付審査官の活用等）すると共に、審査負担の少ない出願や拒絶理由の対象とならない出願を促進する（新しい商品・役務名に関する情報提供の強化等）。

(2) イノベーション創出に向けた政策の在り方

事業戦略と一体化した知財戦略実現に向けたハズオン支援³や、ベンチャー企業・大学への知財専門人材の拡充に向けた取組を実施する。また、ベンチャー企業や大学と大企業との連携を円滑に進められるよう、「モデル契約書」⁴（知財契約書のひな型）の類型を拡充し公表する。

また、国際制度調和の一環として、広範囲の途上国に対する支援を拡充し、審査協力を円滑に推進していく。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

特許庁に対する申請手続のうち書面でしかできない手続が約500あるが、これらをデジタル化し、書面申請に伴う押印についても可能な限り廃止する。また、無効審判等口頭審理のオンライン化を行うよう、法律改正と環境整備を行う。さらに、災害時のガイドライン等の整備を進め、災害等を原因とする納付期間徒過の割増手数料の救済制度を設ける。

1 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kihonmondai_shoi/index.html

2 本意匠と類似する意匠の登録を認める制度。

3 <https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chitekizaisan/handson/index.html>

4 2020年6月、「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver1.0」を公表した。
<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200630006/20200630006.html>



(4) 特許庁サービスの維持・向上及び料金体系の在り方

歳出・歳入構造改革や減免制度の適正化、手続・支払い等における手数料等の見直しを行う。詳細は、第2部第9章3. 特許特別会計の歳出・歳入構

造改革を参照されたい。

こうした基本問題小委員会における議論の内容に基づき、2021年2月に「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方」¹として報告書を取りまとめた。

2. 令和3年度法改正

特許庁は、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、2020年7月に中間報告書として「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方²」を公表し、2021年2月に報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方³」を公表した。また、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会において、2021年2月に報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における商標制度の在り方について⁴」を公表した。さらに、産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会において、2021年2月に報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方⁵」を公表した。そして、産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会において、2021年2月に報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」を公表した。

これらの内容を含む、特許法等の一部を改正する法律案は、2021年3月2日に閣議決定⁶、第204回通常国会へ提出され、衆・参両院での審議を経て、2021年5月21日に令和3年法律第42号として公布⁷された。

(1) 特許法改正

① 権利回復制度の見直し

- ・特許権等が手続期間の徒過により消滅した場合に、当該特許権等を回復するための要件を緩和することとした。

※実用新案法、意匠法及び商標法において同旨の改正を実施。

② 特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度の導入

- ・特許権侵害訴訟等において、裁判所は、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、法律の適用等の必要な事項について第三者の意見を求めることができることとした。

※実用新案法において同旨の改正を実施。

③ 口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化

- ・審判の口頭審理において、当事者等が物理的に審判廷に出頭することなく、ウェブ会議システム等により参加することを可能にした。

※実用新案法、意匠法及び商標法において同旨の改正を実施。

④ 訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し

- ・訂正審判の請求及び特許無効審判又は特許異議の申立ての手続の中で行う訂正の請求等において、通常実施権者の承諾を不要とした。

※実用新案法及び意匠法において同旨の改正を実施。

1 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kihonmondai_shoi/210203torimatome.html

2 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/200710_aiiot_chukan/01.pdf

3 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/210208_with-covid19/210208_with-covid19-report.pdf

4 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/document/20210204_shohyo_arikata/20210204_hokokusho.pdf

5 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kihonmondai_shoi/document/210203torimatome/01.pdf

6 <https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210302003/20210302003.html>

7 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/tokkyohoutou_kaiei_r030521.html



⑤特許料の改定

- ・法定されていた特許料について、上限額を法定しその範囲内で具体的金額を政令で定める体系とするとともに、法定上限額を現行料金より引き上げることとした。

※商標法において同旨の改正を実施。実用新案法、意匠法においては体系変更のみを実施。

⑥災害等の発生時における割増手数料の免除

- ・災害等を理由に特許料（登録料）の納付期間を徒過した場合に割増特許料（割増登録料）の納付を免除することとした。

※実用新案法、意匠法及び商標法において同旨の改正を実施。

(2) 意匠法改正

①国際意匠登録出願における新規性喪失の例外適用証明書の提出方法の拡充

- ・意匠の国際出願に関し、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書を、出願時に世界知的所有権機関（WIPO）に提出することを可能とするため、当該証明書をWIPOに出願した時に特許庁長官に提出したものとみなすこととした。

②国際意匠登録出願における登録査定の謄本の送達方法の見直し

- ・登録査定の謄本の送達を、世界知的所有権機関（WIPO）を経由した保護付与声明による電子的通知と一本化することを可能とした。

(3) 商標法改正

①模倣品の越境取引に関する商標法等における規制の必要性について

- ・増大する個人使用目的の模倣品輸入に対応し、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を新たに商標権の侵害と位置付け、規制することとした。

※意匠法において同旨の改正を実施。

②国際商標登録出願に係る個別手数料の納付方法及び登録査定の謄本の送達方法の見直し

- ・国際商標登録出願について、個別手数料の納付方法を、二段階納付（国際出願時及び日本国内での設定登録時に分けて納付）から一括納付（国際出願時に全額納付）に変更した。併せて、登録査定の謄本の送達を、世界知的所有権機関（WIPO）を経由した保護認容声明による電子的通知と一本化することを可能とした。

(4) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律改正

①予納制度の簡素化（特許印紙予納の廃止及び現金予納に係る規定整備）

- ・特許料等又は手数料の予納について、特許印紙による予納を廃止し現金による予納とすることで手続を簡素化した。

(5) 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律改正

①国際調査に関する手数料の改定

- ・特許協力条約に基づく国際出願に係る手数料のうち、国際調査に関する手数料等の上限額を引き上げることとした。

(6) 弁理士法改正

①法人名称の変更（特許業務法人から弁理士法人への変更）

- ・弁理士の所属する法人の名称について、特許業務法人から弁理士法人に変更した。

②特許業務法人の一人法人制度の導入

- ・弁理士の所属する法人の設立・存続要件について、弁理士社員2名以上から1名以上に変更した。

③特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度での意見作成に関する相談業務の追加

- ・特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度

に関する相談業務について、弁理士が行うことのできる業務として追加した。

理的表示) に関する相談業務及び外国出願支援業務について、弁理士が行うことのできる業務として追加した。

④農水知財（植物の新品種・地理的表示）業務の追加

- ・農林水産関連の知的財産権（植物の新品種・地

3. 特許特別会計の歳出・歳入構造改革

(1) 特許特別会計の現状と歳出削減の取組

①現状と近年の課題

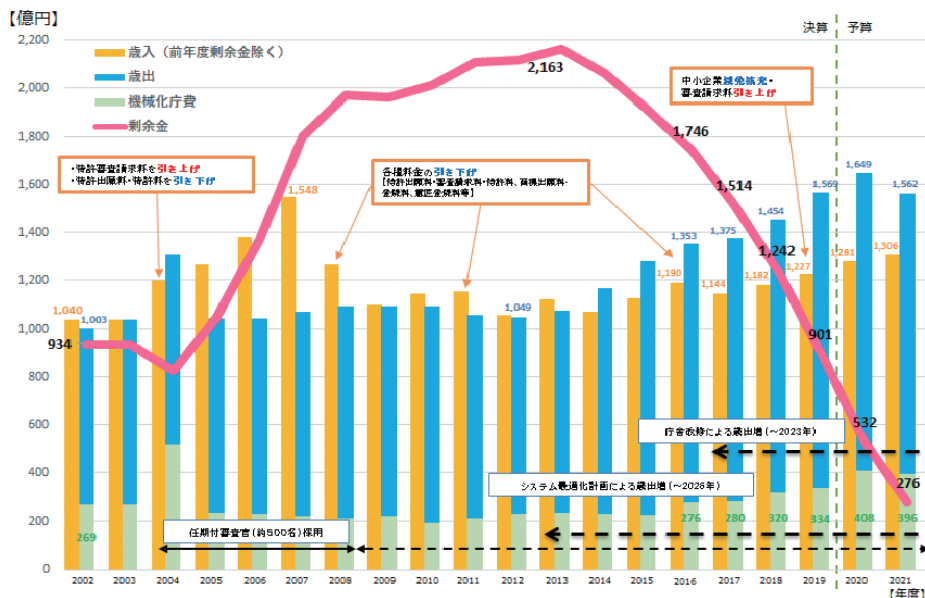
2005年度以降、審査請求期限の短縮¹に伴う一時的な審査請求件数増やその後の特許登録件数増で歳入が増加する一方、大規模システム刷新の頓挫により予定していた歳出が生じず、剰余金が2,000億円超に到達した。2008年、2011年、2016年と3度にわたる値下げにより、歳入が定常経費程度に抑制された[2-9-1図]。

また、リーマンショック時に出願減が加速し、その後も減少傾向が継続している²こと等で、2014年度に赤字となり、その後、新最適化計画

に基づくシステム刷新及び庁舎改修が開始されて歳出が増大し、結果、6年連続の赤字となっている。2020年度の歳出予算は1,649億円となっており、同年度の歳入予算（1,281億円）を大幅に上回っている。

このような状況に対して、特許庁では、審査審判関連経費、情報システム費、庁舎改修関連経費等について徹底的な合理化を行うとともに、中小企業等支援を始めとする政策経費等の裁量経費の見直しも進めている。その結果、2021年度予算を対前年度で約5.3%減の1,562億円とするなど、大幅な歳出削減が図られた[2-9-2図]。

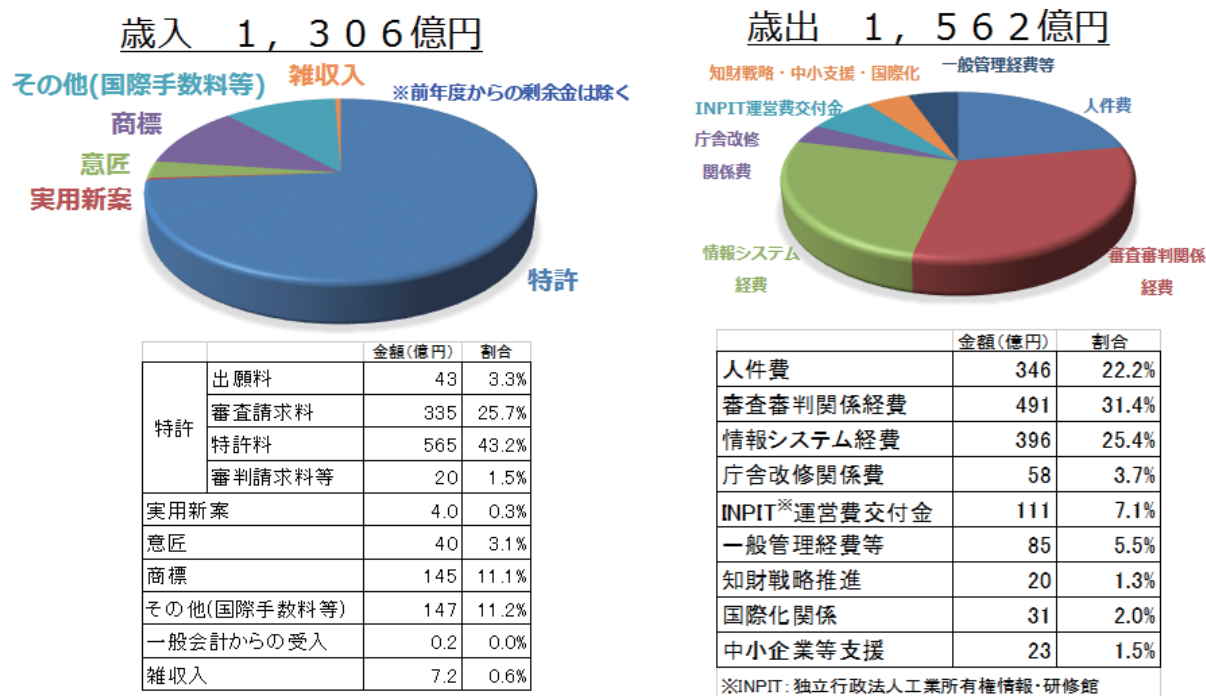
2-9-1図 【決算・予算ベースでの剰余金推移】



1 2001年10月に審査請求期限が7年から3年に短縮された。このため、最初の3年の期限が到来した2004年10月以降、新制度と旧制度の審査請求期限が重なる4年間、審査請求件数が一時的に増大した。

2 リーマンショック後、企業の研究開発投資は、諸外国よりは長いとはいえず、5-6年で回復したものの、出願減の傾向は上記回復後も継続している。

2-9-2図 【2021年度予算について】



②今後の新たな取組・改善

歳出については、削減のための不断の見直しを進めていくことが必要であることから、定常経費が2022年度以降早期に現行料金体系下での歳入を下回るよう、歳出削減の取組を継続・強化していく。更に、印紙予納の廃止や減免制度の適正化による簿外費用の圧縮¹を図る。

また、各種外注のコスト削減の観点から、関連団体においても業務の在り方を含め、改革が進められることが望ましく、加えて、産業財産権政策を支える情報システムの整備に当たっては、引き続き技術検証委員会の監督の下、計画的かつ効率的な投資を継続する。

(2) 歳入確保に向けた対応

①現状と近年の課題

上記の歳出削減の取組により定常経費が歳入を下回ったとしても、制度の安定運用のためには、(ア) 将来、次期システムや庁舎の改修等に必要

となる投資経費の不足分や、(イ) 災害等の不足の事態に備えたバッファーとしての剰余金の確保が必要である。

2021年2月に公表された、産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会の報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方²」では、(ア) 2030年代半ばまでに必要と見込まれる投資経費として2,000億円程度³、(イ) 災害等不測の事態に対応するリスクバッファー等として400億円程度必要であるとの考え方が示された。

また、歳入確保が必要となる時期や年間の追加財源の規模については、

- ・2021年度末には剰余金(276億円⁴)が(イ)のリスクバッファー(400億円)を下回ることから、2022年度には追加的な歳入を確保する必要がある
- ・2022年度から、次期システム刷新が本格化する2030年代半ばまでに(ア)の投資経費を確保するためには、毎年度150億円程度が追加的

1 特許印紙の売り捌き手数料や特許料等の減免は、会計上歳入の減として現れるが、実質的に特許庁が負担をしているため、歳出削減の取組として位置づけた。

2 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kihonmondai_shoi/210203torimatome.html

3 システム経費について、更なる開発経費削減等の合理化が実現すれば、削減の可能性はある。一方、他律的要因(計画外のOSサポート切れ、災害等)により、経費が追加的に生じるリスクもある。

4 予算ベース



に必要となる

との考え方を示している。

審査の迅速性や品質、ユーザーの利便性を引き続き確保するため、上記の歳出削減によってもなお不足する部分については、必要最低限の料金体系の見直し（値上げ）等により歳入を確保していくことが必要な状況である。

②特許料等の料金体系の見直し

特許法等の一部を改正する法律案が、2021年3月2日に閣議決定¹、第204回通常国会へ提出され、衆・参両院での審議を経て、2021年5月21日に令和3年法律42号として公布²された（第2部第9章2. 参照）。

本法律案においては、法定されていた特許料・登録料について、上限額を法定しその範囲内で具体的金額を政令で定める体系とするとともに、特許料及び商標登録料等の法定上限額を現行料金より引き上げることとした〔2-9-3図〕。

また、実費と料金との乖離が大きいPCT国際出願に係る手数料についても法定上限額を引き上げることとした。

2-9-3図 【法定上限額の改定案】

過去の主な料金の推移		2008改正 2011改正 2012改正 2016改正 2019改正						今回の法定金額の見直し	
		～2008/5	2008/6 ～ 2011/7	2011/8 ～ 2012/3	2012/4 ～ 2016/3	2016/4 ～ 2019/3	2019/4 ～ 現在	現行法定金額	改正案
特許	出願料	16,000円	15,000円			14,000円		(16,000円)	改定無し
	審査請求料	168,600円 + 請求項数×4,000円		118,000円 + 請求項数×4,000円		138,000円 + 請求項数×4,000円 & 中小減免拡大		(168,600円 + 請求項数×4,000円)	改定無し
	特許料(1-3y)	2,600円 + 請求項数×200円	2,300円 + 請求項数×200円			2,100円 + 請求項数×200円		2,100円 + 請求項数×200円	(毎年 61,600円 + 請求項数×4,800円)
	特許料(4-6y)	8,100円 + 請求項数×600円	7,100円 + 請求項数×500円			6,400円 + 請求項数×500円		6,400円 + 請求項数×500円	
	特許料(7-9y)	24,300円 + 請求項数×1,900円	21,400円 + 請求項数×1,700円			19,300円 + 請求項数×1,500円		19,300円 + 請求項数×1,500円	
	特許料(10-20y)	81,200円 + 請求項数×6,400円	61,600円 + 請求項数×4,800円			55,400円 + 請求項数×4,300円		55,400円 + 請求項数×4,300円	
PCT	日本語					80,000円		(143,000円)	(170,000円)
	英語	110,000円			80,000円	166,000円		(221,000円)	(249,000円)
商標	出願料	6,000円 + 区分数×15,000円	3,400円 + 区分数×8,600円					(6,000円 + 区分数×15,000円)	改定無し
	登録料	66,000円×区分数	37,600円×区分数			28,200円×区分数		28,200円×区分数	(32,900円×区分数)
	更新料	151,000円×区分数	48,500円×区分数			38,800円×区分数		38,800円×区分数	(43,600円×区分数)

¹ <https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210302003/20210302003.html>

² https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/tokkyohoutou_kaiei_r030521.html



③今後の新たな取組・改善

特許庁のサービスを維持・向上していくために、2008年以降料金を引き下げてきた経緯も踏まえつつ、今後の料金体系の在り方の検討を進める。その際、今後必要となる剰余金の水準等については、財政運営状況や投資計画等の詳細を検討する中で常に見直し、これに応じて機動的に料金を引き下げる等の対応と、財政運営の透明性を確保する必要がある。

基本問題小委員会報告書においては、具体的な料金水準の検討に当たって、

- ・ 審査コスト等の実費を踏まえ、制度別の収支バランスが大きく崩れないものとする
- ・ 欧米の料金水準を参照すること
- ・ イノベーションが阻害されない料金体系となるよう、充実したシミュレーションを行うこと
- ・ 値上げや経済動向による出願減の可能性等にも留意すること

等が必要であるとされた。

(3) 特許特別会計の財政運営に係る情報公開等の在り方

①現状と近年の課題

情勢の変化に応じた柔軟な料金設定を可能とす

るためには、特許庁の財政状況の透明性の確保が重要である。

特許庁は、特別会計に関する法律に基づき、予算、決算及び企業会計の慣行を参考とした貸借対照表等の財務諸表を翌年11月頃に公開し、また、個別の事業については行政事業レビューシートを公開している。これに留まらず、料金収入のみで収支相償が求められる特許特別会計の特殊性を踏まえ、中長期的な財政運営状況を把握・評価可能な情報を公開していく必要がある。

②今後の新たな取組・改善

定期的に特許庁から財政運営の状況についてより充実した情報公開を行うことで、剰余金の水準や料金体系の妥当性等について、透明性を確保する。

また、財政運営の状況、特に剰余金の水準や料金体系の妥当性等について、専門家・第三者による点検を定期的に行う。

具体的には、産業構造審議会知的財産分科会の下に「財政点検小委員会」を新たに設置し、特許庁の財政状況を恒常的に点検する仕組みを作る。